

公 売 の 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、公売（せり売り）について次のとおり公告する。

令和2年8月20日

笠間市長 山口 伸樹

1 契約担当

〒309-1792

茨城県笠間市中央三丁目2番1号

笠間市総務部資産経営課 施設グループ

電話 0296-77-1101 内線571・572

2 公売対象物品

件 名 2 笠資物売第1号 公用車売払い

物件	1	2	3
物品名	三菱 エアロ (自家用乗合バス)	三菱 キャンター (自家用小型貨物)	三菱 キャンター (自家用小型貨物)
車体の形状	リヤーエンジン	ダンプ	ダンプ
型式	PJ-MS86JP	U-FE315BD	U-FE305BD
車台番号	MS86JP-25089	FE315BD481172	FE305BD460445
登録番号	水戸200は223	水戸44や6311	水戸44む9741
寸法	長さ：1,199cm 幅：249cm 高さ：338cm	長さ：469cm 幅：169cm 高さ：199cm	長さ：469cm 幅：169cm 高さ：199cm
保管場所	笠間市役所 岩間支所	笠間市役所 本所	笠間市役所 本所
登録年	平成18年2月	平成5年5月	平成3年7月
総排気量	12.88リットル	3.56リットル	3.56リットル
乗車定員	57人	3人	3人
走行距離	207,108 km (7月末時点)	313,835 km	362,834 km
車検	令和3年 2月14日満了	無	無
最低価格 (税抜)	1,000,000円	410,000円	280,000円

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による塗装の剥がれ有 ・フロントガラス飛石傷有 ・アルミホイール装着 スタッドレスタイヤ有 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化による塗装の剥がれ・損傷有 	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー上がり ・経年劣化による塗装の剥がれ・損傷有
------	--	--	---

3 公売参加資格

公売に参加する者に必要な資格は単体とし、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人等）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申出がなされている者でないこと。
- (4) 笠間市暴力団排除条例（平成23年条例26号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 居住地または所在地における市町村税に未納がないこと。

4 公売参加申込書の提出

公売に参加を希望する者は、次の書類を期限までに提出しなければならない。

- (1) 別紙、公売参加申込書（以下「申込書」）及び納税証明書の写しを提出すること。
- (2) 上記の申込書は持参または郵送により提出することができる。
 - ① 提出期限 令和2年10月5日（月）17時までに必着
 - ② 提出先 1の契約担当に同じ
- (3) 公売への参加を取りやめたい者は、辞退届を持参または郵送にて提出しなければならない。
 - ① 提出期限 令和2年10月9日（金）17時までに必着
 - ② 提出先 1の契約担当に同じ

5 物品説明

- (1) 物品説明会を次のとおり行う。

日時 令和2年9月23日（水）14時00分から

場所 笠間市役所岩間支所 201・202・203会議室
- (2) 物品等に対する質問がある場合には、1の契約担当に確認すること。

質疑受付期間 令和2年9月24日（木）～ 令和2年10月5日（月）

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

いずれも9時から17時まで（ただし、正午から13時を除く。）

6 公売執行の日時及び場所等

- 物件1： 執行日時 令和2年10月12日（月）10時00分
受付日時 令和2年10月12日（月）9時45分から10時00分まで
- 物件2： 執行日時 令和2年10月12日（月）10時45分
受付日時 令和2年10月12日（月）10時30分から10時45分まで
- 物件3： 執行日時 令和2年10月12日（月）11時30分
受付日時 令和2年10月12日（月）11時15分から11時30分まで
- 場 所 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
笠間市役所本所 3-1・3-2会議室

7 公売執行の参加者

次のいずれかに該当する場合は、公売の参加者としない。

- (1) 指定の日時に、指定の執行場所で受付しなかった場合
- (2) 代理人が委任状を持参しない場合
- (3) 上記(1)(2)に掲げるもののほか、参加者として認められない場合

8 公売方法等

- (1) 参加者は、申請者又は委任状の交付を受けた代理人であること。受付時に確認後、番号札を配布する。
- (2) 公売の方式はせり上げ方式とし、最低価格を開始価格、せり上げに伴う最小単位を1,000円単位とする。
- (3) 参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとする。宣言金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
- (4) 価格を宣言する場合は、執行者の呼びかけの後に番号札を挙げること。その後、執行者が指示した者のみ宣言することが出来る。
- (5) 公売開始時の宣言では、執行者は番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者に宣言の指示をするので、指示を受けた者は執行者に従い価格の宣言すること。
- (6) 2回目以降の宣言で、同時に複数の者が番号札を挙げた場合には、執行者は前回までに価格の宣言をした者の次に若い番号の者に宣言の指示をする。
- (7) 番号札を挙げる者がなくなった時点で、執行者はその時点での金額と最高額提示者番号を3回呼び上げるとともに、それより高い金額を宣言したい者は札を挙げるよう呼びかける。それでも札を挙げる者がいない場合は、公売を終了し、最高額提示者を落札者として決定する。
- (8) 一度宣言した価格は撤回できないので注意すること。
- (9) 公売会場での携帯電話等の通信機器の使用は禁止する。
- (10) 公売執行中に会場内から退出した場合、再入場は認めない。
- (11) やむをえない事態が発生したときは、公売の執行を中止する場合がある。
- (12) 公売に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。

9 公売保証金及び契約保証金

免除する。

10 契約書作成

契約書は作成するものとする。契約締結予定日は令和2年10月16日(金)とする。

11 契約金の納入

契約締結時に発行する納入書により指定金融機関で納付すること。なお、分割納付はできない。

12 物品の引渡し

落札者から契約金が納入されたことが市で確認された時点以降に引渡すものとする。また、契約日の翌日から起算して14日以内(予定では令和2年10月30日まで)に引渡しを完了すること。

13 公売の無効

次のいずれかに該当する場合、その公売は無効とする。

- (1) 公売について不正行為があった場合
- (2) 他の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした場合
- (3) 必要な書類を提出しなかった場合
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、不当な公売参加をした場合

1.4 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、落札決定の取消しを行うことがある。
- (3) 物品は中古車であり、現況のままの引き渡しとなるため、動作等品質が保証されているものではない。また、売却物件において、市はかし担保責任を負わない。
- (4) 一度引き渡された物品は、いかなる理由があっても返品・交換は出来ない。
- (5) 引き渡し後の物品の預かりは行わない。
- (6) 物品の名義変更、搬出等に要する経費は全て落札者の負担とする。また、名義変更後の車検証の写しを提出すること。